

88 昭和十九年度修業年限の臨時短縮に伴う授業料等の取扱

方に関する件に付私立大学等へ通牒〔昭和十九年八月〕

昭和十九年八月十二日起案

(注記1)

(見)

理事官後伺

監査課長

(内山)

(印)

(注記2)

専門教育局長

(永井)

(印)

事務官

(齋藤)

(印)

案

年月日

局長

(注記3)

私立大学、高等専門学校設立者宛

昭和十九年度修業年限ノ臨時短縮ニ伴フ授業料

等ノ取扱方ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ昭和十八年四月二十八日附発專二七号ニ準

ジ御取(計)扱相成度此段依命通牒ス

(抹消)

発專二九号

昭和十八年四月二十八日

文部省専門教育局長

(注記4)

昭和十七年(度)文部省令第六十八号大学学部等

ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十八年度臨時短縮

二伴フ授業料等徴(集)(収)方ニ関スル件

昭和十七年文部省令第六十八号大学学部等ノ在学年限又ハ修業

年限ノ昭和十八年度臨時短縮ニ伴フ同年度ノ授業料及報国団費

等ノ徴収方ニ関シテハ昭和十七年三月九日附発專二三九号通牒

ニ準ジ御取扱相成度此段依命通牒ス

追テ授業料等ノ増徴ニ関シテハ其ノ増徴額ガ授業料等ノ年額

ノ十二分ノ三ヲ超ユルモノニ付テハ認可困難ノコト有之ベキ

ニ付御了知相成度為念申添フ

備考発專二三九号通牒 授業料等ハ学則ニ定ムル年総額ノ十二

分ノ六相当額トスルコト

(注記1)

「主務發送」〔8・22〕

(注記2)

「記録掛」22・10・31 受領

(注記3)

「二一」(簿冊内件名番号)

(注記4)

「写」

(下札)

(留我)

(種別)

わ一ノ(二十三)

(加筆)

聯繫

登録追加

ノ臨時短縮ニ伴フ授業料等ノ取扱方ニ関スル件ノ番号

月日 昭一九 八 二二 / 保存年限 / 枚数

〔自昭5～14年 学校・図書館及博物館規則総規
所管外 自昭17～24年 学校・図書館及博物館総規
規〕 文部省⁵⁹ 3A.32—5, 2411